

～医療年金係からのお知らせ～

70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額が変わります

高額療養費の自己負担限度額が、下表のように変わります。

●平成29年7月まで

区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
住民税課税所得 145万円以上 の方	44,400円	80,100円+ (医療費総額 -267,000円)×1% [多数回44,400円※2]
住民税課税所得 145万円未満 の方※1	12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

●平成29年8月から

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
57,600円	80,100円+ (医療費総額 -267,000円)×1% [多数回44,400円※2]
14,000円 [年間上限 144,000円※3]	57,600円 [多数回44,400円※2]
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含まれます。

※2 過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。



65歳以上の方の医療療養病床に入院したときの 入院時生活療養標準負担額(居住費)が変わります

療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から変わります。

●平成29年9月まで

区分	入院時生活療養費
医療必要性の低い方	1日につき320円
医療必要性の高い方 (指定難病の方を除く)	1日につき0円
指定難病の方・ 老齢福祉年金受給者	1日につき0円

●平成29年10月から

入院時生活療養費
1日につき370円
1日につき200円
1日につき0円



お問い合わせ先

・後期高齢者医療制度の方
北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

・国民健康保険の方
役場住民福祉課 医療年金係
電話 0135-73-2011(内線136.137)
・その他の健康保険の方はご加入の医療保険者まで